

## 県営住宅家賃の減免事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、熊本県営住宅条例（昭和35年熊本県条例第11号。以下「条例」という。）第12条に規定する家賃の減免について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号によるものとする。

- (1) 非課税分込年間収入とは、入居者及び同居者の全ての収入（非課税とされている年金、給付金等の収入も含む）をいう。
- (2) 特別障害者とは、次のアからエに該当する者をいう。
  - ア 身体障害者福祉法第15条に基づき、「身障者手帳」を所持する者で、1級又は2級に該当する者。
  - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定された精神障害者に対する手帳を所持する者で、1級に該当する者。
  - ウ 療育手帳を所持する者で、A1又はA2に該当する者。
  - エ 戦傷病者手帳の特別項症から第3項症に該当する者。
- (3) 普通障害者とは、次のアからエに該当する者をいう。
  - ア 身体障害者福祉法第15条に基づき、「身障者手帳」を所持する者で、3級から6級に該当する者。
  - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定された精神障害者に対する手帳を所持する者で、2級又は3級に該当する者。
  - ウ 療育手帳を所持する者で、B1、B2に該当する者。
  - エ 戦傷病者手帳の特別項症から第3項症以外に該当する者。

### (減免対象者)

第3条 家賃の減免の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、単身の入居者が、医療機関、介護老人保健施設、社会福祉施設等に入院入所した場合は、入院入所後6か月以内に退院退所できる見込みのある場合に限り、入院入所後6か月を限度として減免の対象とする（入院入所後の病状の変化があった場合は、その時から3か月以内に確実に退院退所できる場合に限って、更に3か月間減免の対象とする）。

- (1) 公営住宅法施行令第2条第2項に定める入居者の収入の区分のうち最小の区分（以下「収入分位1」という。）に属する者のうち、生活保護法による住宅扶助の受給者で、家賃額が同法の規定による住宅扶助額を超えるもの。

(2) 収入分位1に属する者で、生活保護法による住宅扶助の受給者以外の者のうち、非課税分込年間収入から、次のア、イに掲げる医療経費、就労経費を差し引いた額を所得税法第28条の例に準じて所得金額を算出し、公営住宅法施行令第1条第3号で掲げる控除額を控除し、12で除した額（算定収入）が減免基準額以下であるもの。

ア 医療経費は、第5条の規定に基づき、入居者が申請を行う日の属する月の前月末日から遡って1年の間に入居者及びその同居者が医療機関で支払った医療費の合計額とする。

イ 就労経費は、入居者及び同居者のうち就労している者（以下「世帯就労員」という。）の人数が1人の場合にあっては、別表1の左欄に掲げる年間収入の区分に応じ、同表の右欄に定める額とし、世帯就労員の人数が2人以上の場合にあっては、世帯就労員のうち年間収入が最も多い者について、別表1の左欄に掲げる年間収入の区分に応じ、同表の右欄に定める額を適用し、その他の世帯就労員について、それぞれ別表2の左欄に掲げる年間収入の区分に応じ、同表の右欄に定める額を適用し、それらをすべて合算した額とする。

(3) 震災、風水害、火災、その他天災地変で災害を受けた県営住宅の入居者。

(4) 前各号に準ずる者で、特別の事情により知事が必要と認めたもの。

2 前項第2号の減免基準額は、食費・被服等費、光熱水費等、就学関係費、ひとり親家庭支給費、障がい者支給費、児童支給費及び県営住宅家賃を合算した額を所得税法第28条の例に準じて算出した所得金額から、公営住宅法施行令第1条第3号で掲げる控除額を控除し、12で除して算出する。

(1) 食費・被服等費は、入居者及び同居者それぞれの食費・被服等費を合算して得た額とし、入居者及び同居者それぞれの食費・被服等費は、別表3に掲げるものとする。

(2) 光熱水費等は、別表4に掲げるものとする。

(3) 就学関係費は、入居者又は同居者が小学校、中学校又は高等学校に通学している場合において、当該入居者等ごとに算出する就学関係費を合算したのとし、入居者又は同居者ごとの就学関係費は、別表5に掲げるものとする。

(4) ひとり親家庭支給費は、配偶者と死別、離婚等後、現に婚姻しておらず、かつ、18歳未満（障がいがある者にあっては20歳未満）の子（以下「対象となる子」という。）を扶養している者を対象とし、その額は、別表6に掲げるものとする。

(5) 障がい者支給費は、入居者又は同居者に、特別障害者又は普通障害者がいる場合において当該入居者等ごとに算出する障がい者支給費を合算したのとし、障がい者それぞれの当該支給費は、別表7に掲げるものとする。

(6) 児童支給費は、児童手当法第7条又は同法第17条により、児童手当支給の

認定を受けたもの（認定を受けようとする者を含む）を対象として、同法第6条に規定する額に12を乗じた額とする。

(7) 県営住宅家賃は毎月の家賃額に12を乗じた額とする。

(減免額)

第4条 前条第1項各号に該当する者の家賃の減免額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者については、家賃額が住宅扶助額を超える額を減額する。
- (2) 前条第1項第2号に該当する者については、次に掲げる表の区分に応じ減額率を家賃額に乗じて得た金額を減額する。この場合において、減額すべき金額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。

算 定 収 入	減 免 率
減免基準額の50パーセント以下の収入の場合	50パーセント
減免準額の50パーセントを超え75パーセント以下の収入の場合	30パーセント
減免準額の75パーセントを超え100パーセント以下の収入の場合	20パーセント

(3) 前条第1項第3号に該当する者については、次に掲げるところにより減免する。

ア 当該県営住宅の災害による損傷が特に著しいため、知事が使用不能と認定した場合は、その認定期間に応じた家賃を免除する。

イ 当該県営住宅の災害による損傷が著しいため、知事が使用するに不便と認定した場合は、その認定期間に応じた家賃の50パーセントを減額する。

この場合においては、前号後段の規定を準用する。

(4) 前条第1項第4号に該当する者については、前各号に準じ減額する。

(減免申請の手続)

第5条 家賃の減免申請をしようとする入居者（入居決定者を含む。）は、県営住宅家賃・敷金減免申請書（熊本県営住宅管理規則（平成9年12月26日規則第57号。）別記第11号様式）に各市町村長の発行する、最近の住民税課税台帳記載事項証明書及び次に掲げる書類を添付（以下「添付書類」という。）して、知事に提出し

なければならない。

- (1) 年金、恩給等を受給している者にあつては、受給証書の写し
- (2) 失業中の者にあつては、雇用保険受給資格者証の写し
- (3) 前2項以外の収入がある場合は、その額と内容を証明する書類
- (4) 生活保護の受給者にあつては、福祉事務所長の発行する証明書
- (5) 疾病等で医療費を要した者にあつては、医療費の領収を証する書類（実所要額のみを控除する）
- (6) 災害等については、関係機関のその事実を証する書類
- (7) その他事由を証する書類

2 前項の添付書類は、知事が認める場合にあたつては、その添付を要しないものとする。

（減免承認の通知）

第6条 知事は、申請書等を受理した場合は、速やかに審査し、必要と認められる場合は、実地調査を行い県営住宅家賃減免承認（不承認）通知書（様式1号）を申請者に送付する。

（減免の期間）

第7条 減免は、当申請を受理した日の属する年度内において、12か月以内の期間を定めて行う。

- 2 前項に規定する減免の期間の始期は、減免申請書を月の15日までに受理した場合は、受理した日の属する月の翌月とし、月の16日以後に受理した場合は翌翌月とする。ただし、入居指定日以前に受理した場合は、翌月とする。
- 3 減免期間の終期は、第1項の期間の最終月と減免の対象でなくなった日の属する月のいずれか早い月とする。
- 4 第3条第1項第4号に該当する者の減免期間については、前3項の規定にかかわらず第4条第3号ア又はイの知事の認定期間とする。

（減免の更新申請）

第8条 減免期間満了後引き続き減免措置を受けようとする者は、減免期間が満了する日の属する月の前月末までにあらためて第5条に規定する申請手続きをとらなければならない。

（減免者の届出義務）

第9条 減免を受けた者（以下「減免者」という。）は、減免理由が消滅した場合には、県営住宅家賃減免事由消滅届（様式2号）を知事に提出しなければならない。

(減免終了(取消)の通知)

第10条 知事は、前条の届を受理し、又は減免者が減免の対象者でなくなったことが判明した場合は、県営住宅家賃減免終了(取消)通知書(様式3号)を減免者に送付するものとする。

(減免相当額の納付)

第11条 減免事由が消滅しているにもかかわらず、消滅後も引き続き減免を受けた者は、減免事由が消滅した日の属する月の翌月分からの減免相当額を納めなければならない。

附則

この要領は、昭和60年10月15日から施行する。

附則

この要領は、平成16年2月10日から施行する。

附則

この要領は、平成18年7月13日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成25年6月19日から施行する。

(生活保護法による保護の基準の改正に伴う経過措置)

第2条 平成26年3月31日までの間、第2条第1項第2号に掲げる生活保護基準額により算定した月收入基準額は、平成25年8月1日から適用の生活保護法による保護の基準にかかわらず、従前の例による。

2 第2条第1項第2号に掲げる減免対象者として、減免期間の終期が平成25年7月31日である県営住宅家賃減免承認通知書の送付を受けた者に対する平成26年3月31日を終期とする家賃減免の更新手続きは次の各号によるものとする。

- (1) 家賃減免更新にあつては、第7条の規定にかかわらず、第4条に規定する申請手続きを要しない。
- (2) 知事は、減免更新の承認にあつては、第5条の規定にかかわらず、申請書等の受理を要せず、審査をおこなうことができる。
- (3) 第5条の審査は、減免期間の終期を平成25年7月31日とする減免の承認を行った住宅家賃・敷金減免申請書に基づき行う。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

年間収入	団地所在地	
	熊本市、荒尾市	宇土市、水俣市 合志市、菊陽町
0~96,000 円	96,000 円	96,000 円
96,001 円~100,079 円	100,068 円	100,068 円
100,080 円~143,999 円	100,080 円	100,080 円
144,000 円~191,999 円	108,360 円	108,360 円
192,000 円~239,999 円	116,640 円	116,640 円
240,000 円~287,999 円	124,920 円	124,920 円
288,000 円~335,999 円	133,200 円	133,200 円
336,000 円~383,999 円	141,360 円	141,360 円
384,000 円~431,999 円	149,640 円	149,640 円
432,000 円~479,999 円	157,920 円	157,920 円
480,000 円~527,999 円	166,200 円	166,200 円
528,000 円~575,999 円	174,480 円	174,480 円
576,000 円~623,999 円	182,640 円	182,640 円
624,000 円~671,999 円	190,920 円	190,920 円
672,000 円~719,999 円	199,200 円	199,200 円
720,000 円~767,999 円	207,480 円	207,480 円
768,000 円~815,999 円	215,760 円	215,760 円
816,000 円~863,999 円	223,920 円	223,920 円
864,000 円~911,999 円	232,200 円	232,200 円
912,000 円~959,999 円	240,480 円	240,480 円
960,000 円~1,007,999 円	248,760 円	248,760 円
1,008,000 円~1,055,999 円	257,040 円	257,040 円
1,056,000 円~1,103,999 円	265,200 円	265,200 円
1,104,000 円~1,151,999 円	270,840 円	270,840 円
1,152,000 円~1,199,999 円	275,280 円	275,280 円

1,200,000 円～1,247,999 円	278,640 円	278,640 円
1,248,000 円～1,295,999 円	282,120 円	282,120 円
1,296,000 円～1,343,999 円	285,600 円	285,600 円
1,344,000 円～1,391,999 円	288,960 円	288,960 円
1,392,000 円～1,439,999 円	292,440 円	292,440 円
1,440,000 円～1,487,999 円	295,920 円	295,920 円
1,488,000 円～1,535,999 円	299,280 円	299,280 円
1,536,000 円～1,583,999 円	302,760 円	302,760 円
1,584,000 円～1,631,999 円	306,240 円	306,240 円
1,632,000 円～1,679,999 円	309,600 円	309,600 円
1,680,000 円～1,727,999 円	313,080 円	313,080 円
1,728,000 円～1,775,999 円	316,440 円	316,440 円
1,776,000 円～1,823,999 円	319,920 円	319,920 円
1,824,000 円～1,871,999 円	323,400 円	323,400 円
1,872,000 円～1,919,999 円	327,360 円	326,640 円
1,920,000 円～1,967,999 円	330,600 円	326,640 円
1,968,000 円～2,015,999 円	334,680 円	326,640 円
2,016,000 円～2,063,999 円	337,080 円	326,640 円
2,064,000 円～2,111,999 円	340,560 円	326,640 円
2,112,000 円～2,159,999 円	345,000 円	326,640 円
2,160,000 円～2,207,999 円	347,400 円	326,640 円
2,208,000 円～2,255,999 円	350,880 円	326,640 円
2,256,000 円～2,303,999 円	354,360 円	326,640 円
2,304,000 円～2,351,999 円	357,720 円	326,640 円
2,352,000 円～	362,400 円	326,640 円

別表 2

年間収入	団地所在地	
	熊本市、荒尾市	宇土市、水俣市 合志市、菊陽町
0～96,000 円	96,000 円	96,000 円
96,001 円～100,079 円	96,000 円	96,000 円
100,080 円～143,999 円	96,000 円	96,000 円

144,000 円～191,999 円	96,000 円	96,000 円
192,000 円～239,999 円	99,120 円	99,120 円
240,000 円～287,999 円	106,200 円	106,200 円
288,000 円～335,999 円	113,280 円	113,280 円
336,000 円～383,999 円	120,120 円	120,120 円
384,000 円～431,999 円	127,200 円	127,200 円
432,000 円～479,999 円	134,280 円	134,280 円
480,000 円～527,999 円	141,240 円	141,240 円
528,000 円～575,999 円	148,320 円	148,320 円
576,000 円～623,999 円	155,280 円	155,280 円
624,000 円～671,999 円	162,240 円	162,240 円
672,000 円～719,999 円	169,320 円	169,320 円
720,000 円～767,999 円	176,400 円	176,400 円
768,000 円～815,999 円	183,360 円	183,360 円
816,000 円～863,999 円	190,320 円	190,320 円
864,000 円～911,999 円	197,400 円	197,400 円
912,000 円～959,999 円	204,360 円	204,360 円
960,000 円～1,007,999 円	211,440 円	211,440 円
1,008,000 円～1,055,999 円	218,520 円	218,520 円
1,056,000 円～1,103,999 円	225,480 円	225,480 円
1,104,000 円～1,151,999 円	230,160 円	230,160 円
1,152,000 円～1,199,999 円	234,000 円	234,000 円
1,200,000 円～1,247,999 円	236,880 円	236,880 円
1,248,000 円～1,295,999 円	239,760 円	239,760 円
1,296,000 円～1,343,999 円	242,760 円	242,760 円
1,344,000 円～1,391,999 円	245,640 円	245,640 円
1,392,000 円～1,439,999 円	248,520 円	248,520 円
1,440,000 円～1,487,999 円	251,520 円	251,520 円
1,488,000 円～1,535,999 円	254,400 円	254,400 円
1,536,000 円～1,583,999 円	257,400 円	257,400 円
1,584,000 円～1,631,999 円	260,280 円	260,280 円
1,632,000 円～1,679,999 円	263,160 円	263,160 円
1,680,000 円～1,727,999 円	266,160 円	266,160 円
1,728,000 円～1,775,999 円	268,920 円	268,920 円
1,776,000 円～1,823,999 円	271,920 円	271,920 円



1,824,000 円～1,871,999 円	274,920 円	274,920 円
1,872,000 円～1,919,999 円	278,280 円	277,680 円
1,920,000 円～1,967,999 円	281,040 円	277,680 円
1,968,000 円～2,015,999 円	284,520 円	277,680 円
2,016,000 円～2,063,999 円	286,560 円	277,680 円
2,064,000 円～2,111,999 円	289,440 円	277,680 円
2,112,000 円～2,159,999 円	293,280 円	277,680 円
2,160,000 円～2,207,999 円	295,320 円	277,680 円
2,208,000 円～2,255,999 円	298,200 円	277,680 円
2,256,000 円～2,303,999 円	301,200 円	277,680 円
2,304,000 円～2,351,999 円	304,080 円	277,680 円
2,352,000 円～	308,040 円	277,680 円

別表 3

年齢区分	ひとりあたりの食費・被服等費（団地所在地別）		
	熊本市	荒尾市	宇土市、水俣市 合志市、菊陽町
0 歳～2 歳	241,140 円	229,230 円	205,390 円
3 歳～5 歳	300,660 円	285,750 円	256,030 円
6 歳～11 歳	384,900 円	365,910 円	327,790 円
12 歳～19 歳	484,380 円	449,070 円	402,310 円
20 歳～40 歳	452,700 円	430,230 円	385,510 円
41 歳～59 歳	429,780 円	408,630 円	366,070 円
60 歳～69 歳	407,100 円	387,030 円	346,750 円
70 歳以上	366,060 円	351,870 円	317,110 円

別表 4

世帯員人数	光熱水費等（団地所在地別）		
	熊本市	荒尾市	宇土市、水俣市 合志市、菊陽町
1 人	488,640 円	465,240 円	415,920 円
2 人	544,080 円	516,960 円	462,600 円
3 人	604,680 円	574,800 円	514,800 円
4 人	627,600 円	596,520 円	534,600 円

備考) 入居者と同居者を合わせた人数(以下「世帯員数」という。)が4人を超える場合にあっては、世帯員数が4人を1人超えるごとに、同表上欄に掲げる世帯員数が下欄において4人のときの金額に、団地所在地が熊本市、荒尾市の場合にあっては、5,760円、その他の市町の場合にあっては、5,160円を加算した額とする。

別表5

区分	ひとりあたりの就学関係費
小学校	25,800円
中学校	50,160円
高等学校	63,600円

備考) 対象となる子が3人を超える場合にあっては、対象となる子が3人を1人超えるごとに、同表の上欄に掲げる対象となる子が下欄において3人のときの金額に、団地所在地が熊本市、荒尾市の場合にあっては、10,440円、その他の市町の場合にあっては、9,600円を加算した額とする。

別表6

対象となる子	母子家庭等支給費（団地所在地別）	
	熊本市、荒尾市	宇土市、水俣市 合志市、菊陽町
1人	259,680円	240,240円
2人	280,320円	259,560円
3人	290,760円	269,160円

別表7

障害区分	ひとりあたりの障がい者支給費（団地所在地別）	
	熊本市、荒尾市	宇土市、水俣市 合志市、菊陽町
特別障害者	299,640円	277,200円
普通障害者	199,800円	184,800円